

第2回川口市男女共同参画推進委員会

平成29年8月10日（木） 14時00分

川口市議会 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 協議事項

（1）前回の確認事項について

（2）第2次川口市男女共同参画計画改訂（案）について

①第3章 計画の内容

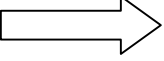
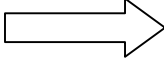
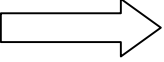
（3）その他

3 閉 会

配布資料一覧

資料No. 1	前回の確認事項……………	1
資料No. 2	第3章 計画の内容……………	2

☆ 推進指標 ☆

<u>待機児童数</u>	
<u>現状値（平成29年度）</u> 49人 （平成29年4月1日）	<u>目標値（平成34年度）</u> 0人 （平成34年4月1日）
	
市男性職員の育児参加休暇取得率	
<u>現状値（平成28-29年度）</u> 22-17%	<u>目標値（平成33年度）</u> 30%
	
<u>「ワーク・ライフ・バランス*」という用語の周知度</u>	
<u>現状値（平成28年度）</u> 50.1%	<u>目標値（平成33年度）</u> 57%
	

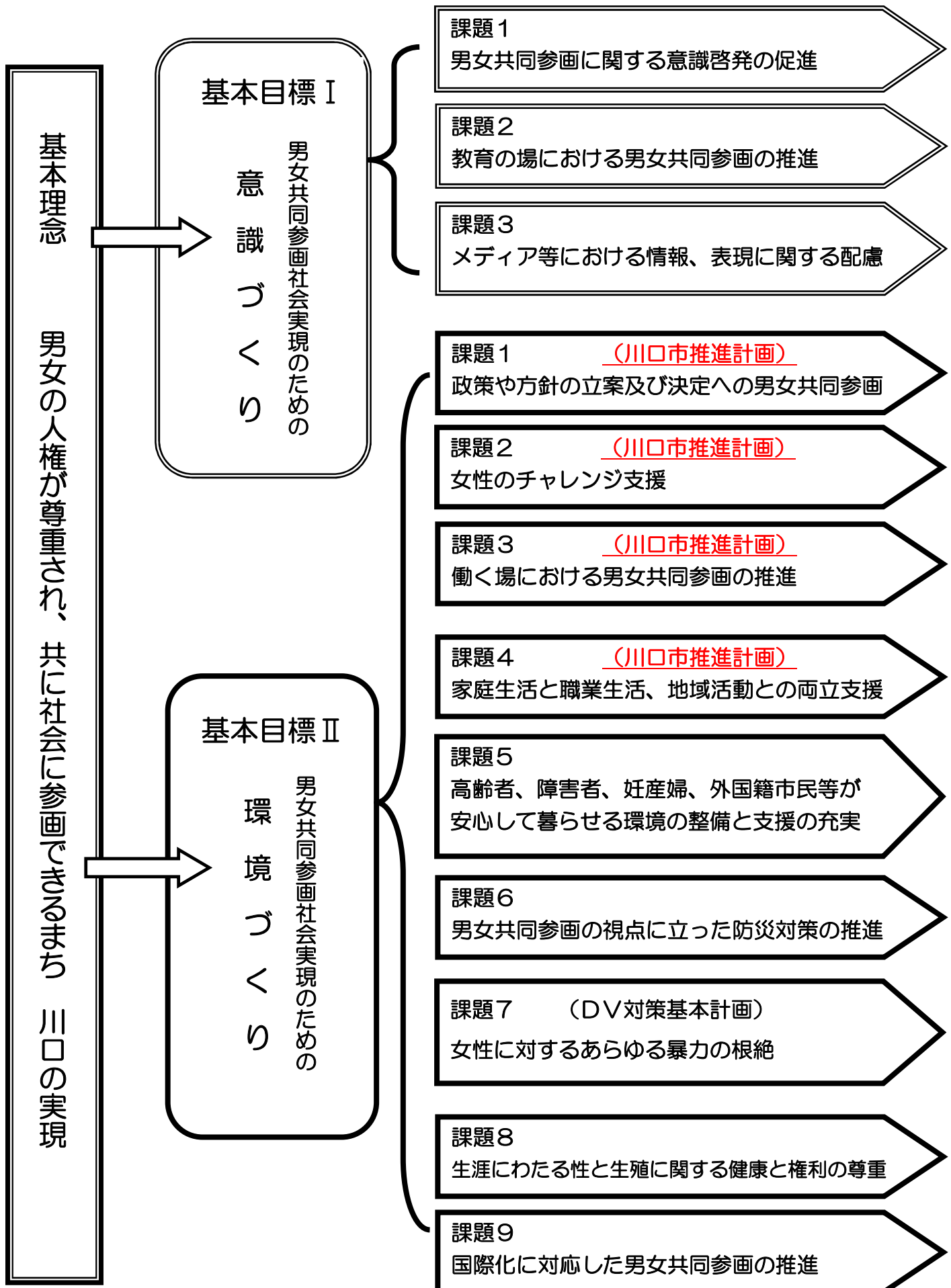
※上段は、県の目標値を参考に設定しました。

※中段は、施策推進による伸び率を見込んで設定しましたが、目標値を達成していないことから、引き続き目標値として設定しました。

※下段は、県の目標値並みの伸び率を見込んで設定しましたが、今回は県の推進指標がなく、また目標値を達成していないことから、引き続き目標値として設定しました。

施策の方向（1）家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

男性も女性も、それぞれの希望する形で家庭と仕事、地域活動との両立を図るとい
う、新しい価値観に立った生き方の重要性について理解を深め、特に、これまで子育て、介護、家事労働や家庭や地域活動への参画が少なかった男性が、積極的に参画で
きるような社会についての意識啓発に努めます。



施策の方向

基本目標 I

- 課題1 (1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援
(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

- 課題2 (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透 (2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進
(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

- 課題3 (1) メディアにおける男女の人権の尊重 (2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供
(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本目標 II

- 課題1 (1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進 (3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

- 課題2 (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供 (2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供
(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備 ~~(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援~~ ~~(4)-(5)~~ 関係機関等との連携強化

- 課題3 (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 (2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備
(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- 課題4 (1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進 (2) 子育て、介護等への社会的支援
(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進 (4) 家庭生活における男女共同参画の促進
(5) 地域活動における男女共同参画の促進

- 課題5 (1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと活躍し、安心して暮らせるため生活できるための支援
(2) 困難を抱えた女性などの自立支援 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備
(3) 障害者、外国籍市民など高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

- 課題6 (1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備 (2) 地域防災活動への女性の参画の促進
(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (4) 災害復興時における男女共同参画の促進

- 課題7 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (5) 性犯罪への対策の推進 (6) 売買春への対策の推進
(7) 人身取引への対策の推進 (8) ストーカー行為等への対策の推進

- 課題8 (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着
(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進 (3) 性差に応じた健康支援の推進
(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進 ~~(5) 女性のスポーツ活動支援~~

- 課題9 (1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進
(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

東日本大震災や熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されました。~~でのさまざまな経験や見聞から、防災に対する市民の意識は今までに無く高まり、なかでも女性の視点からの防災対策の重要性と必要性が認識されているところです。~~

災害時は、平常時の性別による固定的な役割分担意識*や社会のゆがみが、集約的に顕在化すると言われています。災害時において、女性が不利益に陥らないよう配慮のできる地域社会を確立するためには、平常時から男女共同参画の意識を徹底させることが重要です。また、男女のニーズの違いをはっきりと把握し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進することが必要です。

特に、災害時、避難所における生活環境や避難所の運営、管理にあっては、避難した女性に配慮できるような体制とし、さらに情報提供や相談体制にあっても整える必要があります。

また、防災対策は、市と町会・自治会、自主防災組織*、消防団*やボランティア組織など、地域のさまざまな団体等と連携を図り、協働することが重要です。特に防災会議への女性委員の積極的な登用やその中においては、女性のリーダーの育成など、~~や~~方針決定過程への女性の参画を促進し、本市地域防災計画の策定にあたっても女性の視点を取り入れられるよう努めます。

~~さらに、本市地域防災計画の策定にあたっては、企画調整の段階から女性の意見を取り入れるよう努めます。~~

- 施策の方向（１） 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備
- 施策の方向（２） 地域防災活動への女性の参画の促進
- 施策の方向（３） 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- 施策の方向（４） 災害復興時における男女共同参画の促進

☆ 推進指標 ☆

女性の防災リーダー*の認定者数

現状値（平成2823年度）

総数1,946人

695人（過去5年間の認定者）

目標値（平成3328年度）

総数3,061人

765人（今後5年間の認定者）

※目標値は過去の伸び率を見込んで設定しました。

施策の方向（１） 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備

地域防災計画の策定には、女性特有の問題に対応した視点を盛り込み、男女のそれぞれの異なるニーズに広く対応できるよう配慮します。計画の策定や企画立案においても女性の意見やニーズを取り入れ、防災力の向上を図ります。~~計画策定には企画立案においても、女性の意見やニーズを十分に調査し取り入れるよう努めます。~~

施策の方向（２） 地域防災活動への女性の参画の促進

防災対策において、行政は男女のニーズの違いや女性への配慮を取り入れることを啓発し、また、町会・自治会、自主防災組織*、消防団*、ボランティア組織などと協働で防災活動に取り組む中で、積極的な女性の参画を促進します。

地域での防災活動の場では、男性が中心となり、女性の参画が少ないことが現状ですが、女性の目線に立った活動や、女性ならではの配慮を活かすことが重要となることから、男女がともに積極的に参画し、女性の視点を取り入れた訓練等の実施に努めます。

施策の方向（３） 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

災害時、避難所での生活において、プライバシーの問題とともに、女性特有の問題についての配慮が必要となります。そのため、女性の視点を十分踏まえた避難所の設置や運営を行うとともに、各種マニュアルの整備や充実を図ります~~います。~~

また、避難した女性のさまざまな問題や相談を受けやすいよう、避難所の運営組織には女性を参加させるよう配慮します。~~女性職員を配置するなどの配慮を行います。~~
~~また、これらのことは、市外、県外の被災地支援の一環として、本市が市外、県外の避難者を受け入れた場合にも同様とします。~~

施策の方向（４） 災害復興時における男女共同参画の促進

被災後の市民の安全や安心の確保は重要です。住居や雇用の機会の確保、また災害で傷ついた心のケアなどについて、男女のどちらにも不利益にならないよう配慮する必要があります。特に雇用の機会などにおいては女性の機会を狭めないよう、男女の別なく情報提供に努めます。

災害からの復旧、復興の場において、女性の参画を促進し、意見を反映できるようにします。

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【DV対策基本計画】

配偶者や恋人など親密な間柄で行なわれる暴力行為を一般的にドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。

内閣府の平成26-24（20142012）年度調査では、4人に1人が配偶者からなんらかの暴力を受けた経験があり、10人に1人は何度もなんらかの暴力を受けているとのことです。

そして、その被害を受けるのは圧倒的に女性が多いことが現状としてとらえられています。



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

DVは、家庭内や個人的な関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気がつかないうちに被害が深刻化し、被害者の救済が難しい状況になりがちです。

そこで市では、DV被害者等の身近な相談窓口として、平成28年7月に「川口市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立支援を図れるようにしました。

DVは性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差など、男女が置かれている状況に根ざした社会の構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

さらに、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、売買春、人身取引*、ストーカー行為*等も、それを受けた相手に身体的、精神的、経済的、社会的、性的な苦痛や障害をもたらす行為であり、いずれも重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の推進を阻害する大きな要因です。

DVやハラスメント、それらを含む女性に対する暴力は、社会構造的な問題であることの認識を社会に広く浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けて社会意識の醸成に努めます。また、家庭内で暴力がふるわれている場合、児童虐待を伴うことが多く、子どもの心身に大きく有害な影響を与えることになります。多発する児童に対する性犯罪や人権侵害からも、児童を守るための配慮を重視しなくてはなりません。

関係機関との連携のもとに、女性に対するあらゆる暴力を未然に防止するとともに、潜在化させず、ためらわずに被害を訴え、必要な支援を受けることができる体制づくりを進めます。女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されるものではありません。

女性に対する暴力は、配偶者等からの暴力のほか、セクシュアル・ハラスメント

~~*、性犯罪、売買春、人身取引*、ストーカー行為*等広範囲にわたります。それは身体的、精神的、経済的、社会的、性的に障害や苦痛をもたらす行為であり、そのような行為を行うという脅迫等をも含んでいます。~~

~~それらは、起きる場所、公私の別、種類等を問わず、性別による固定的な役割分担意識*、上下関係、経済力の格差など、男女が置かれている状況に根ざした社会の構造的な問題です。~~

~~これらの行為は犯罪行為であるにもかかわらず、未だに社会の理解も不十分で、個人的な問題として扱われがちで、また被害が顕在しにくいいため問題の解決が困難である場合が多い状況です。~~

~~しかし、このような行為は、いずれも女性に対する重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の推進を阻害する大きな要因です。~~

~~女性に対する暴力は、社会構造的な問題であることの認識を社会に広く浸透させ、女性に対する暴力の根絶に向けて社会意識の醸成に努めます。また、家庭内で暴力がふるわれている場合、児童虐待を伴うことが多く、子どもの心身に大きく有害な影響を与えることとなります。また多発する児童に対する性犯罪や人権侵害からも、児童の人権を守るための配慮を重視しなくてはなりません。~~

~~関係機関との連携のもとに、女性に対するあらゆる暴力を未然に防止するとともに、潜在化させず、ためらわずに被害を訴え、必要な支援を受けることのできる体制づくりを進めます。~~

暴力の種類について

暴力は、身体に対する暴力だけではなく、次の様なものは全て根絶すべき暴力です。

《身体的暴力》

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど直接的なもの

《精神的暴力》

交友関係や毎日の行動を細かく監視する、脅す、何を言っても無視するなど

《性的暴力》

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

《経済的な暴力》

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的に弱い立場にたたせるなど

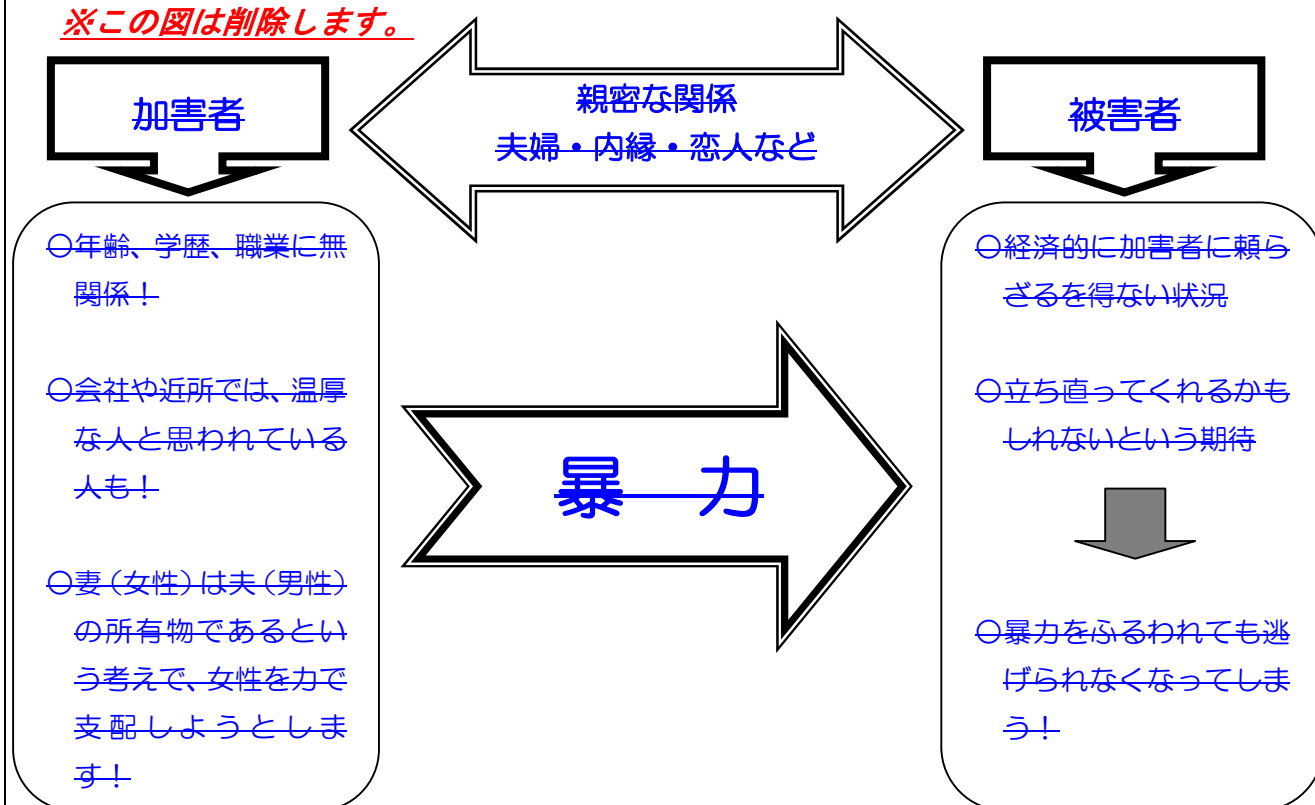
《言語的な暴力》

「誰のおかげで生活できるんだ」、「役立たず」などの暴言や命令口調でものを言うなど

《子どもを利用した暴力》

子どもの目の前で暴力をふるう、被害者が悪いと思わせる、子どもへの暴力をほのめかすなど

~~※この図は削除します。~~

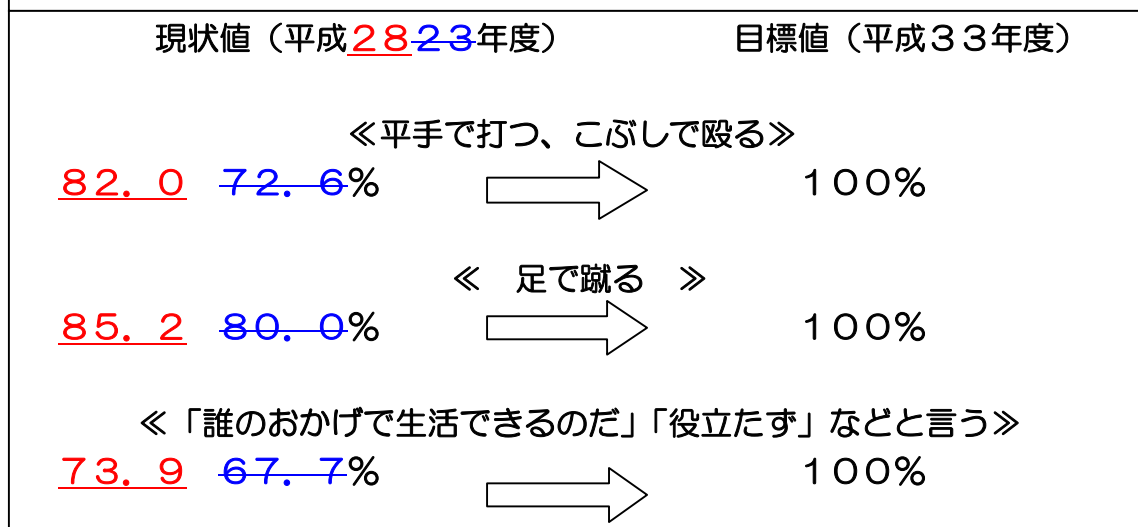


~~＊DVの背景には、暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、性別による固定的な役割分担意識＊、経済力の格差等があります。~~

- 施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
- 施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
- 施策の方向(4) セクシュアル・ハラスメント＊防止対策の推進
- 施策の方向(5) 性犯罪への対策の推進
- 施策の方向(6) 売買春への対策の推進
- 施策の方向(7) 人身取引＊への対策の推進
- 施策の方向(8) ストーカー行為＊等への対策の推進

☆ 推進指標 ☆

パートナー間（夫婦・恋人）において、以下の行為が
どのような場合であっても暴力にあたると認識する人の割合



※施策推進による伸びを見込み、県の目標値に合わせて設定しました。

また、言葉の暴力に関しては、本市独自のもので、DV撲滅の強い意思を込めて設定しました。

施策の方向（1）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪行為であり、絶対に許されないことであるため、暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しない社会を目指して、広報、啓発活動を進めていきます。

併せて、被害者が相談しやすい窓口として川口市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談、保護、自立に向けた支援を行っていきます。~~について相談しやすい環境を整備することが大切であり、相談にあたる担当者は各種の研修を通じて専門性の向上を図り、適切な対応ができるよう努めます。~~さらに、警察、一時保護施設、福祉事務所、市の関係機関との連携し、女性に対する暴力に対応するための体制整備を進めます。~~のもと、相談、保護、救済、自立に向けた必要な支援を行います。~~

また、子どもに対しても、暴力はいかなる場合においても許されるものではないという意識を育てます。

施策の方向（２）配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

「配偶者暴力防止法*」の周知とともに、配偶者など親密な関係にある男女、若い世代の恋人等から受ける暴力（デートDV）は社会構造的な問題であり、重大な人権侵害であることについて意識啓発を図ります。

特にこのような暴力は、家庭内や親密な関係の男女間で起こるため、被害が潜在化しやすいこと、また家庭内で暴力をふるわれている場合、子どもに対しても大きな影響があることに配慮し、関係機関との連携のもとに、相談、保護、救済、自立に向けた支援の体制を強化します。

施策の方向（３）児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

家庭内において配偶者等からの暴力がふるわれている場合、その子どもが受ける心理的な悪影響は甚大であり、またその延長として暴力が子どもへ直接向かうことが少なくありません。児童に対する虐待は、その心身に大きな被害を与え、重篤な場合には生命の危険を伴い、また生涯にわたってその心身に取り返せない傷を残します。

さらに、性的虐待、児童買春、児童ポルノは重大な人権侵害であり、発達過程にある児童の心身に極めて有害な影響を与えます。

これらのことから子ども達を守ることが、大人達の義務であり、根絶しなくてはならない大きな課題です。

関係機関との緊密な連携のもと、さまざまな児童虐待から子ども達を守るために、防止策の構築や相談・保護・支援体制の整備等総合的な児童虐待防止対策を推進します。

施策の方向（４）セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント*は、女性の個人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、社会的にも絶対に許されない行為であることについて、広く認識の浸透を図ります。

雇用の場を始め、社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント*の根絶に向けた啓発に努めます。

施策の方向（５）性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者が身体的、精神的に深い傷を負っているにもかかわらず、周囲の心無い言動によってさらに傷つくことを防止しなければなりません。

関係機関との連携のもと、被害者が相談しやすいよう、相談にあたる担当者を女性にするなど、被害者の心情に配慮するとともに、資質や専門性の向上に努めます。

施策の方向（６）売買春への対策の推進

女性の性を商品化する売買春は犯罪であり、女性の人権を侵害し、尊厳を著しく傷つけるものであることについて周知を図り、根絶に向けての啓発を行います。

関係機関との連携のもとに、被害を受けた女性の心のケアや社会復帰に向けて支援します。

施策の方向（７）人身取引*への対策の推進

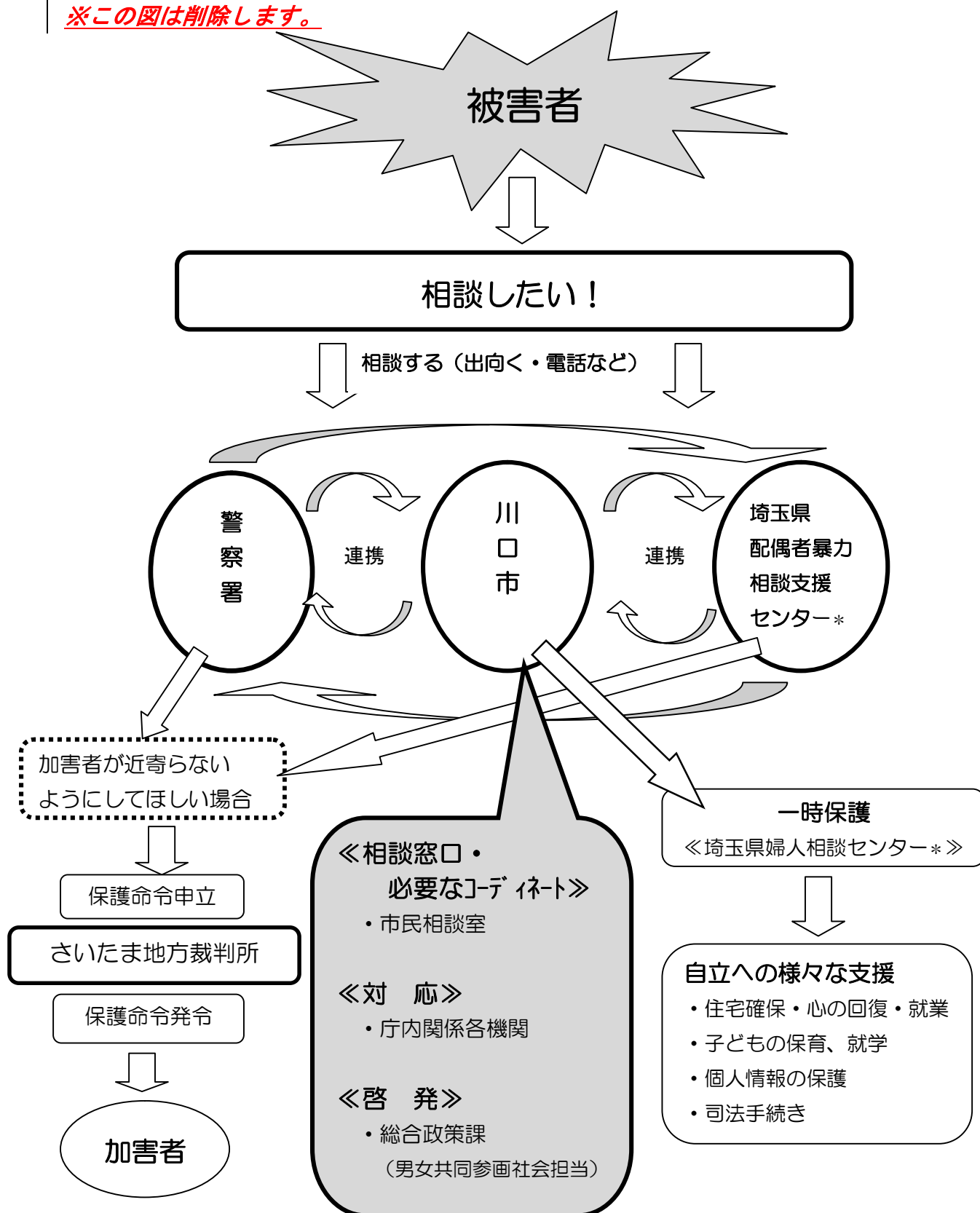
人身取引の被害の多くは女性や子どもであり、被害者の人権擁護の観点から、迅速かつ的確な取り組みが求められます。

関係機関との連携のもとに、人身取引根絶に向けて啓発を行います。

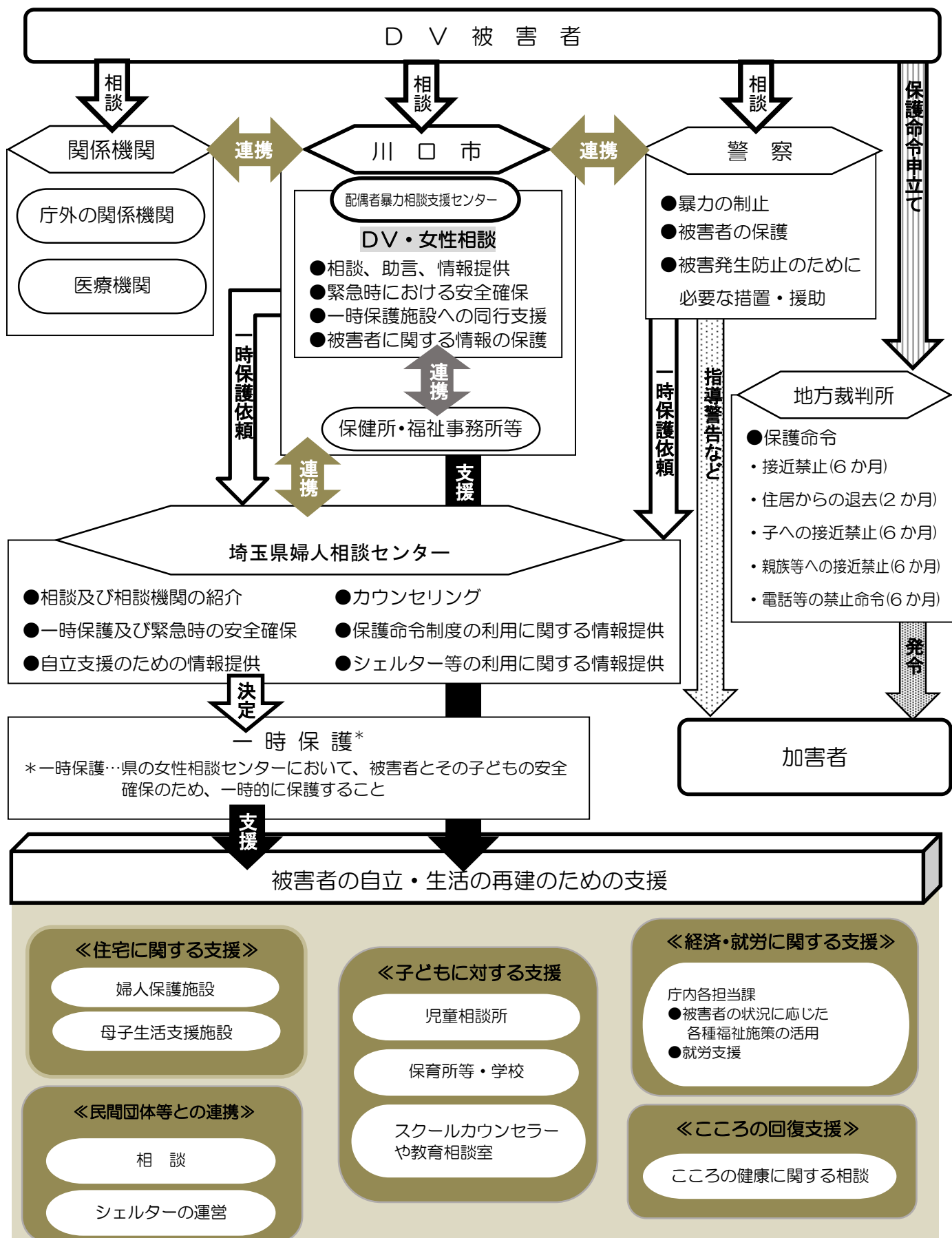
施策の方向（８）ストーカー行為*等への対策の推進

関係機関との連携のもとに「ストーカー規制法*」、「埼玉県迷惑行為防止条例*」の周知を図り予防に努めます。被害に遭遇した場合には、その被害を拡大させないために早い段階で相談し、適切な対策が講じられることが必要であり、相談体制の整備とともに関係機関との連携の強化に努めます。

※この図は削除します。



DV被害者保護・支援のフロー図



課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相手の性を尊重し、理解し合い、思いやりをもって生きていくことは大切なことです。とりわけ女性には妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の問題があります。

そのため、社会的性別（ジェンダー*）意識に基づく、男女間の支配や従属関係に立った、女性の意思をかえりみない男性主導の性と生殖のあり方を見直して、男女が対等の存在として人権を尊重し合い、~~とりわけ女性が自己決定できる関係を築き上げる~~ことが大切であり、そのことによって、望まない妊娠や性感染症などによっての女性の健康と権利がおびやかされることの無いようにしなければなりません。このことは、男女共同参画社会の形成にとっても重要なことです。

男女がともに~~安全で満足できる性生活を送り、~~生涯を通じて、~~子どもを産むか産まないかなどについて~~の選択の自由を有し、そのために必要な健康についての情報やサービスを受けることを、生涯にわたる権利として尊重されなければなりません。

~~特に男性とは異なる特有の身体や機能を持つものとして、すべての女性の生涯を通じた健康支援や、また男女の性差に応じた健康支援を行うことも必要です。~~

このような考え方の定着に努めるとともに、男女の性差に応じ、生涯に通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。

●生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）●

性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間際、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

~~「性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされている。~~

~~—なお、妊娠中絶に関しては「妊娠中絶にかかわる施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国又は地方レベルのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人口妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反して中絶の自由を認めるものではない。~~

（「男女共同参画基本計画（第4.2次）」から抜粋）

施策の方向（１）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての
知識の浸透及び定着

施策の方向（２）生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

施策の方向（３）性差に応じた健康支援の推進

施策の方向（４）健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の方向（５）女性のスポーツ活動支援

☆ 推進指標 ☆

川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数	
現状値（平成2823年度） 142人	目標値（平成3328年度） 15420人
保健センターにおける女性向けの健康教室の受講者数	
現状値（平成2823年度） 12527人	目標値（平成3328年度） 130人

※上段は、適切な周知による施策推進を見込んで設定しました。

※下段は、対象範囲を広げることにより、受講者の拡大を見込んで設定しました。

施策の方向（１）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての考え方を、社会に広く浸透、定着させるため、情報提供、教育・学習機会の提供など意識啓発を行っていきます。

また、この考え方にに基づき、学校や地域においては、健康教育をさらに推進していきます。指導者や医療・保健従事者がこの問題に関して理解を深め、適切に対応でき、だれもが安心して相談できるよう、とりわけ女性の立場に立った対応の展開に努めます。

施策の方向（２）生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方にに基づき、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるように、情報の提供、相談体制の充実、健康教育、健康の保持や増進対策等の推進を図ります。

思春期、妊娠・出産期、成人期、更年期、高齢期等それぞれのライフ・ステージに対応させた対策を総合的に推進するとともに、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の健康管理についても留意します。

施策の方向（３）性差に応じた健康支援の推進

男性と女性では、罹る病気の種類や状況が異なることから、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療や健康支援を受けることが必要です。

現在、国において性差医療に関する調査、研究を進めていることから、市においても国の動向を踏まえながら、性差医療を推進し、その重要性の普及啓発に努めます。

施策の方向（４）健康をおびやかす問題についての対策の推進

男女の健康に重大な影響を及ぼすH I V／エイズ、性感染症について、予防から治療までの正しい知識の普及啓発を進めます。

特に女性の場合、社会的性別（ジェンダー*）による男性への従属的な関係があると、女性の意思を反映させた感染予防が行われにくいことから疾病に罹患し、重大な影響を受けることになりやすいため、このような事態を避けるための意識啓発を行います。

また、薬物乱用は本人の身体や精神への重大な影響とともに、家庭崩壊や犯罪の原因にもなり社会を混乱させるものであるため、薬物による健康被害に関する情報提供、啓発活動を行っていきます。

施策の方向（５）女性のスポーツ活動支援

生涯にわたる女性の健康な体づくりには、運動習慣の問題が関連します。性差や年齢、健康状態などに配慮し、一人ひとりのライフ・ステージに応じてスポーツに親しむことのできる環境整備を推進します。

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国連を中心として世界の国々の連携のもとに進められています。

国連の加盟国であり「女子差別撤廃条約*」を批准*した日本は、条約の示す国際基準に沿った男女共同参画社会を構築していく責務を負っています。

そのため、市としても「男女共同参画社会基本法*」、「埼玉県男女共同参画推進条例*」及び「川口市男女共同参画推進条例*」の基本理念に示された「国際協調」に沿って、男女共同参画社会の実現に向けて努力しなければなりません。

国際社会の一員であることの自覚に立ち、国際的な動向への理解と協調の促進を図ります。

施策の方向（１）男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

施策の方向（２）国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

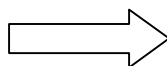
☆ 推進指標 ☆

「女子差別撤廃条約」という用語の周知度

現状値（平成2823年度）

目標値（平成3228年度）

34.4%（未調査）



50%以上

※国の目標値を参考に設定しました。

施策の方向（１）男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

「女子差別撤廃条約*」を始めとする、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議等の動向、国際社会の中の国の動向などについて積極的に情報を収集し、市民に広く提供するとともに、学習機会の充実に努め、理解の浸透を図ります。

施策の方向（２）国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

国際社会における男女共同参画の推進に関する取り組みやその成果について、情報収集や提供に努めます。

国連を中心に展開されている世界の女性の地位向上のための活動に対して、積極的な協力や貢献を図ります。

